委　託　契　約　書（案）

　　長野県立歴史館長　小松健一（以下「委託者」という。）と　○○○○（以下「受託者」という。）

は、次の条項により、植栽管理業務に関する委託契約を締結する。

　（総則）

1. 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

　（秘密の保持）

第１条の２　受託者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

　（委託業務）

第２条　委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称　　令和６年度　長野県立歴史館植栽管理業務

　(2) 業務の内容　　敷地内樹木の剪定、整枝、消毒、芝刈り及び除草作業

（履行期間）

1. 委託業務の履行期間は、契約の日から令和７年３月31日までとする。

　（委託料）

1. 委託料は、○○○○円とする。

内訳

　【令和６年（2024年）契約の日から令和６年（2024年）10月31日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○円

　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　 ○○○円）】

【令和６年（2024年）11月１日から令和７年（2025年）３月31日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○円

　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　 ○○○円）】

（契約保証金）

第５条　受託者は、契約保証金○○○円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

２　委託者は、第10条第２項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

第５条　契約保証金は、○○○円とし、その納付を免除する。（長野県財務規則143条第○号）

２　受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として、委託者に納付しなければならない。

　（委託業務の処理方法）

第６条　受託者は、別添の植栽管理業務仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

２　受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

３　受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届けなければならない。

４　受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

　（契約業務の履行）

第７条　受託者は、この契約の履行に当たり関係法令及び諸規則並びに委託者が定める管理規定を遵守し、仕様書に定める範囲及び基準を善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

２　受託者は、契約業務に従事する自己の従業員に対する管理上の責任を負い、服務基準を維持して秩序ある業務を行うものとする。

　（業務実施代理人）

第８条　受託者は、この契約業務の履行に当たり、受託者を代理する業務実施代理人（以下「代理人」という。）を選任して、次の任務を担当させるものとする。

　(1)　当該現場における受託者の従業員に対する労務管理

1. 契約業務の履行に係る指揮監督
2. 契約業務に関する委託者との業務連絡及び調整

２　委託者は、前項各号に定める事項については、受託者が選任した代理人に対して行う。ただし、緊急に実施しなければならない事項及び軽微なものとして受託者又は受託者の代理人の事前了解を得た事項については、委託者は直接受託者の従業員に対して指示することができる。

(計画及び報告)

第９条　受託者は仕様書に基づき契約業務に関する実務計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。ただし、委託者において実務計画に疑義があるときは委託者と受託者が協議するものとする。

２　受託者は必要に応じ報告書等の書面をもって、契約業務の履行状況を速やかに委託者に報告するものとする。

３　受託者が設備の損傷あるいは不良の箇所を発見したときは、受託者はその旨を速やかに委託者に報告しなければならない。

４　前各号のほか、委託者は必要に応じ受託者に対して契約業務の履行状況について報告を求めることができる。

　（業務完了届及び検査）

第10条　受託者は前期分（契約の日～10月31日）と後期分（11月１日～３月31日）の委託業務が完了した後５日以内（後期分の業務にあたっては３月31日）に完了届を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の完了届の提出があったときは、10日以内に受託者の立会いの上でその検査を行うものとする。

３　受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、受託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

４　前２項の規定による検査に直接要する経費は受託者の負担とする。

　（委託料の支払）

第11条　委託者は、前条の規定による検査完了後、受託者から適法な支払請求書を受領したときはその日から30日以内に支払うものとする。

２　委託者が、その責に帰すべき事由により前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(作業用資材置場等の提供)

第12条　委託者は契約業務の履行のため受託者が必要とする資材置場、用水等を受託者に提供するものとする。

２　受託者は委託者より提供を受けた施設等については、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

(業務の履行責任)

第13条　受託者が行う契約業務に種類又は品質に関して、契約の内容と適合しないもの（以下「契約不適合事項」という。）があり、又は善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行なわれた場合は、委託者は受託者に対して直ちに完全な履行を請求することができる。ただし、委託者の設備に受託者が予見できない契約不適合事項があったとき、又は委託者が提供した付属品等の契約不適合事項等受託者の責めに帰さないときにはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第14条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

　（契約内容の変更等）

第15条　委託者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して変更契約書を作成するものとする。

（契約の解除）

第16条　委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　受託者がその責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2)　受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3)　前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条の２ 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第 16 条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

　（債務不履行の損害賠償）

第17条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務の完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第11条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第13条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

４　受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

５　委託者は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

６　受託者は、第1項又は第４項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条　受託者は、第16条の２各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

　（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 19 条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（業務の引継）

第20条　受託者は、この契約が期間満了となるとき又は第16条から第16条の３の規定により解除されるときは、委託者の指定する者に責任をもって委託業務の引き継ぎを行うものとする。

　（疑義の解決）

第21条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受

託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

委託者　住　　所　　　　千曲市大字屋代260-６

職・氏名　　　　長野県立歴史館長　小松　健一　印

受託者　住　　所　　　　○○○○

法 人 名　　　　○○○○

　　　　　　　　　　 職・氏名